

FAX送信用

令和2年4月16日

関係者各位

苫小牧労働基準監督署

業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の業種別労働災害発生状況の令和元年分の確定値及び令和2年3月末日現在の速報値を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ
(http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html) においては、苫小牧署を含め全道各署の業種別労働災害発生状況が掲載（毎月10日頃更新予定）されておりますので活用してください。

担当：苫小牧労働基準監督署 第2方面
電話：0144-88-8900

令和元年 業種別労働災害発生状況

(確定)

苫小牧労働基準監督署

業種別	区分	令和元年				平成30年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増 減 数	増 減 率	
全産業合計		3	(35) 491	(35) 494	131	4	(28) 519	(28) 523	143	-29	-5.5	100.0
除く鉱業計		3	(35) 491	(35) 494	131	4	(28) 519	(28) 523	143	-29	-5.5	100.0
製造業		2	(10) 108	(10) 110	30	2	(1) 94	(1) 96	20	14	14.6	22.3
内 訳	食料品		(9) 42	(9) 42	13		21	21	5	21	100.0	8.5
	木材木製品		6	6			6	6				1.2
	紙・パルプ	1	(1) 3	(1) 4	1		2	2		2	100.0	0.8
	窯業・土石	1	10	11	4	2	10	12	3	-1	-8.3	2.2
	金属・機器		12	12	2		(1) 18	(1) 18	2	-6	-33.3	2.4
	輸送用機械		8	8	4		4	4	1	4	100.0	1.6
	その他		27	27	6		33	33	9	-6	-18.2	5.5
鉱業												
土石採取			1	1						1		0.2
建設業		1	(6) 58	(6) 59	9		(4) 66	(4) 66	19	-7	-10.6	11.9
内 訳	土木工事業	1	(2) 20	(2) 21	4		(1) 19	(1) 19	6	2	10.5	4.3
	建築工事業		(3) 21	(3) 21	2		20	20	7	1	5.0	4.3
	木造建築業		12	12	1		13	13	1	-1	-7.7	2.4
	その他の 工事業		(1) 5	(1) 5	2		(3) 14	(3) 14	5	-9	-64.3	1.0
道路貨物運送業		(7) 73	(7) 73	10		(10) 83	(10) 83	15	-10	-12.0	14.8	
その他の運輸業		(1) 20	(1) 20	8		(1) 15	(1) 15	7	5	33.3	4.0	
陸上貨物取扱業		4	4	1		1	1		3	300.0	0.8	
港湾荷役業		10	10	4		7	7		3	42.9	2.0	
林業		3	3	1		8	8		-5	-62.5	0.6	
漁業		1	1	1		1	1	1			0.2	
卸売・小売業		49	49	27	1	(3) 59	(3) 60	29	-11	-18.3	9.9	
清掃業		19	19	5		(1) 23	(1) 23	8	-4	-17.4	3.8	
ゴルフ場		(1) 11	(1) 11	1	1	12	13	5	-2	-15.4	2.2	
その他の事業		(10) 134	(10) 134	34		(8) 150	(8) 150	39	-16	-10.7	27.1	

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものです。

() 内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

本統計は速報値であり、修正することがあります。

令和元年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（確定）

業種別	区分	令和元年				平成30年				対前年		業種割合	
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増 減 数	増 減 率		
農 業			11	11	3		11	11	2			2.2	
畜 産 業			37	37	6		42	42	5	-5	-11.9	7.5	
理 美 容 業													
その他の商業		(2)	5	(2)	5	(1)	11	(1)	11	3	-6	-54.5	1.0
金融・広告業		(2)	2	(2)	2					2		0.4	
映画・演劇業													
通 信 業		(4)	8	(4)	8	(5)	11	(5)	11	4	-3	-27.3	1.6
教育・研究業			5		5		4		4	1	25.0	1.0	
保健・衛生業		(2)	35	(2)	35	(1)	34	(1)	34	12	1	2.9	7.1
飲 食 店			13		13		12		12	3	1	8.3	2.6
その他接客娯楽業 (除くゴルフ場)			12		12		7		7	2	5	71.4	2.4
その他の事業			6		6	(1)	18	(1)	18	7	-12	-66.7	1.2
合 計		(10)	134	(10)	134	(8)	150	(8)	150	39	-16	-10.7	27.1

令和元年 死亡災害発生状況

(確定)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
							概要
1	10月	17時台	パルプ・紙・紙加工品製造業	100人～299人	おぼれ	その他の装置・設備	被災者はパルパータンクの側面に立ち、ワゴンをリフトで傾けてタンク天板開口部から半端紙を自動投入する装置の操作及び開口部から攪拌状態を確認する作業を一人で行っていた。被災者の同僚が被災者作業場所付近を歩行中、被災者の悲鳴が聞こえ、駆け付けたところ被災者の姿はなくタンク内に発見されたもの。
2	11月	10時台	セメント・同製品製造業	10人～30人	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト	被災者は工場内において床の掃除をしていた。一方、別の者がフォークリフト（最大荷重3.5トン）でコンクリートホッパーを「鋼製型枠」へ向けて前進で移送していたところ、傍らで、別の型枠の準備作業をしていた者がフォークリフトの下部に被災者が巻き込まれているところを目撃し、フォークリフトを停車させたが、被災者はバックレストの後方の下部に頭部、体が車体の下にある状態で発見された。

脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。

過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
死亡件数	7	9 (3)	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	62 (10)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

1 労働災害発生状況について

全産業における死亡及び休業4日以上の労働災害は494件で、前年同期と比べ29件（5.5%）減少しました。

前年に比べ1割以上増加している業種は、食料品製造業が21件（100.0%）増、パルプ・紙・紙加工品製造業が2件（100.0%）増、輸送用機械器具製造業が4件（100.0%）増、土木工事業が2件（10.5%）増、その他の運輸業が5件（33.3%）増、陸上貨物取扱業が3件（300.0%）増、港湾荷役業が3件（42.9%）増、金融・広告業が2件（前年なし）増、教育・研究業が1件（25.0%）増、その他の接客娯楽業が5件（71.4%）増となっています。

事故の型別では多い順に、「転倒」が131件（26.5%）、「墜落・転落」が77件（15.6%）、「動作の反動、無理な動作」が62件（12.6%）となっています。

令和2年 業種別労働災害発生状況

(令和2年3月末現在)

苫小牧労働基準監督署

業種別	区分	令和2年				令和元年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
	全産業合計		(2) 99	(2) 99	34		(7) 94	(7) 94	40	5	5.3	100.0
	除く鉱業計		(2) 99	(2) 99	34		(7) 94	(7) 94	40	5	5.3	100.0
	製造業		24	24	4		(1) 22	(1) 22	11	2	9.1	24.2
内 訳	食料品		4	4	1		6	6	2	-2	-33.3	4.0
	木材木製品		7	7			1	1		6	600.0	7.1
	紙・パルプ		2	2			(1) 1	(1) 1		1	100.0	2.0
	窯業・土石		1	1			4	4	3	-3	-75.0	1.0
	金属・機器		3	3	1		2	2		1	50.0	3.0
	輸送用機械		4	4			2	2	2	2	100.0	4.0
	その他		3	3	2		6	6	4	-3	-50.0	3.0
	鉱業											
	土石採取		1	1	1		1	1				1.0
	建設業		10	10	3		(2) 9	(2) 9	3	1	11.1	10.1
内 訳	土木工事業		2	2			(2) 5	(2) 5	1	-3	-60.0	2.0
	建築工事業		3	3	1		2	2	1	1	50.0	3.0
	木造建築業		2	2	2		1	1		1	100.0	2.0
	その他の 工事業		3	3			1	1	1	2	200.0	3.0
	道路貨物運送業		16	16	4		(3) 13	(3) 13		3	23.1	16.2
	その他の運輸業		(1) 6	(1) 6	3		5	5	2	1	20.0	6.1
	陸上貨物取扱業		1	1						1		1.0
	港湾荷役業		2	2	1		4	4	2	-2	-50.0	2.0
	林業		2	2						2		2.0
	漁業						1	1	1	-1	-100.0	
	卸売・小売業		10	10	4		11	11	8	-1	-9.1	10.1
	清掃業		3	3	1		3	3	1			3.0
	ゴルフ場											
	その他の事業		(1) 24	(1) 24	13		(1) 25	(1) 25	12	-1	-4.0	24.2

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものです。

（ ）内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

令和2年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和2年3月末現在）

業種別	区分	令和2年				令和元年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
農 業			3	3	1		2	2	2	1	50.0	3.0
畜 産 業			5	5	1		6	6	1	-1	-16.7	5.1
理 美 容 業												
その他の 商 業			1	1	1					1		1.0
金融・広告業												
映画・演劇業												
通 信 業			(1) 3	(1) 3			1	1	1	2	200.0	3.0
教育・研究業												
保健・衛生業			9	9	8		(1) 10	(1) 10	5	-1	-10.0	9.1
飲 食 店			1	1			2	2	2	-1	-50.0	1.0
その他接客娯楽業 （除くゴルフ場）			1	1	1		3	3	1	-2	-66.7	1.0
その他の 事 業			1	1	1		1	1				1.0
合 計			(1) 24	(1) 24	13		(1) 25	(1) 25	12	-1	-4.0	24.2

令和2年 死亡災害発生状況

(令和2年3月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
死亡労働災害は発生していません							

過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	合計
死亡件数	9 (3)	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	58 (10)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

1 労働災害発生状況について

令和2年3月末現在の全産業における死亡及び休業4日以上之死傷災害は99件で、前年同期より5件(5.3%)増加しています。

前年同期に比べ1割以上増加している業種は、木材木製品製造業が6件(600.0%)増、紙・パルプ製造業が1件(100.0%)増、金属・機械器具製造業が1件(50.0%)増、輸送用機械器具製造業が2件(100.0%)増、建築工事業が1件(50.0%)増、木造建築業が1件(100.0%)増、その他の工事業が2件(200.0%)増、道路貨物運送業が3件(23.1%)増、その他の運輸業が1件(20.0%)増、林業が2件(前年同期なし)増、農業が1件(50.0%)増、その他の商業が1件(前年同期なし)増、通信業が2件(200.0%)増となっています。

事故の型別では多い順に、転倒災害が34件(34.3%)、墜落・転落が18件(18.2%)、はさまれ・巻き込まれが16件(16.2%)となっています。

2 新型コロナウイルス感染症について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、労働安全衛生法に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則第43条に基づく雇入時の健康診断、第44条に基づく定期健康診断、第45条に基づく特定業務従事者の健康診断などの労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断の実施時期を令和2年5月末までの間、延期することとして差し支えないこと及び労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等の開催に関して、テレビ電話による会議方式にすることや、開催を延期することなど、令和2年5月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないことの行政通達が発出されています。

上記通達の具体的な内容については厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」内の「企業(労務)の方向けQ&A」内に掲載されています。当該ホームページ内には、他にも労働者の方向け等様々な人向けにQ&Aが整備されており、上記通達のみならず予防方法(正しいマスクの使い方、正しい手洗い方法等)、対応方法等が記載されており情報は適宜更新されるため、定期的にご確認してください。

3 建設工事着工期労働災害防止運動について

運動期間：令和2年4月1日から6月30日まで

北海道労働局管内の建設業における令和元年の労働災害発生状況は、令和2年2月末現在の速報値をみると死傷者数は前年同期に比べ33人(3.5%)減少して917人となったものの、死亡者数は、前年同期に比べ3人(17.6%)増加して20人となっています。また、全産業に占める死亡災害の割合は前年と同様に3割に達しています。

死亡災害における「事故の型」をみると、「墜落・転落」が最も多く8人、「崩壊・倒壊」が5人、「飛来・落下」及び「激突され」が各2人、「はさまれ・巻き込まれ」、「交通事故(道路)」及び「その他」が各1人となっています。

このような状況の下、労働災害の防止を図るためには建設工事現場が動き出す着工期に安全管理体制の再確認や安全意識の定着を図ることが重要です。

このため、北海道労働局及び労働基準監督署では、「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

また、5月25日から5月31日までの「建設安全週間」は、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとします。